

乙種組合員（従業員）の脱退について【乙種組合員が脱退するとき】

福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下、「組合」）における乙種組合員（従業員）の脱退の流れにつきましては、下図のとおりとなっております。

書類は脱退を希望する日から14日間を過ぎないようにご提出ください。ただし、健康保険、共済組合等の次の保険に加入されている場合は、資格確認書等のコピーを添付していただければ、遡って資格を調整いたします。

下記の書類を組合に提出してください

☆組合脱退届（乙種組合員用）

・資格確認書<返還をお願いします>

<死亡による喪失の場合>☆葬祭費支給申請書

・死亡診断書 または 死体埋葬・火葬許可証のコピー

よくある質問

Q 従業員が3月20日で退職しますが、3月31日まで加入させておくことはできますか。

A できません。

本組合は歯科医療に従事の方が加入できる健康保険のため、退職日をもって本組合を脱退していただくこととなります。

Q 任意継続制度はありますか。

A ありません。

Q 急に従業員が辞めてしまい、脱退届に本人の押印をすることができませんが、どうしたらいいでしょうか。

A 乙種脱退に限り、甲種組合員の代理印を認めております。

Q 資格喪失証明書を脱退日以前に発行してもらうことはできないでしょうか。

A できません。

事実発生後の発行となり、見込みによる証明書は発行いたしません。

資格喪失証明書を発行します（送付先は事業所）

次に加入する保険によっては資格喪失証明書が必要な場合があります

☆の様式は国保組合ホームページからダウンロードできます

ご不明な点は組合(☎092-771-3534)にお問い合わせください

廃院時の手続きについて

福岡県歯科医師国民健康保険組合（以下、「組合」）における廃院時の手続きにつきましては、下図のとおりとなっております。

従業員がいる場合、廃院に伴い、加入要件を満たさなくなるため、脱退していただくこととなりますので、脱退の手続きをお願いいたします。

【該当する選択肢に従って進んでください】

廃院時点で乙種組合員（従業員）は加入していますか？

はい

下記の書類を組合に提出してください

☆組合脱退届（乙種組合員用）

・資格確認書<返還をお願いします>

本組合から歯科医療の従事状況の確認と資格確認書の交換案内を行います

資格確認書から就業所の記載をなくすため交換することとなります

廃院に伴い脱退された方の資格喪失

証明書を発行します（送付先は甲種組合員の自宅）

次に加入する保険によっては資格喪失証明書が必要な場合があります

いいえ

廃院後、甲種組合員（先生）は歯科医業に従事しますか？

※歯科医業とは以下のようなものを指します。

・勤務医 ・講師 ・学校歯科医 ・歯科医師会の役員や委員 等

いいえ

下記の書類を組合に提出してください

★組合脱退届（甲種組合員用）

<脱退日は廃院日となります>

・資格確認書<返還をお願いします>

☆の様式は国保組合ホームページからダウンロードできます

★の様式はご所属の郡市区会または組合からお取り寄せください

ご不明な点は組合(☎092-771-3534)にお問い合わせください